

令和6年10月4日
政策経営部情報システム課

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び 提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び児童手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い生じた引用条項の項ずれを改める。

(第2条関係)

(2) 児童手当法の改正により、特例給付の規定が削られたことに伴い、利用できる特定個人情報から特例給付の支給に関する情報を削る。

(別表第2、別表第3関係)

3 新旧対照表

2～11ページのとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、上記2(1)については規則で定める日から施行する。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条 (略)			第1条 (略)		
(定義)			(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。			(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。		
(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。			(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。		
(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。			(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。		
第3条～第6条 (略)			第3条～第6条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
33 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施又	医療保険給付等関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け及び給付金に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する	33 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施又	医療保険給付等関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け及び給付金に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する

は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるものの
法律による特定医療費の支給に関する情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第

は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるものの
法律による特定医療費の支給に関する情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法

1 項の福祉手当の支給に関する情報、年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院に関する情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給

律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院に関する情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に

		に関する情報、被保護者自立促進費用の補助に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、児童福祉法による保育所等の利用の調整若しくは要請に関する情報又は児童福祉法による認可外保育施設の保育料に関する情報であって規則で定めるもの			に係る給付金の支給に関する情報、被保護者自立促進費用の補助に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、児童福祉法による保育所等の利用の調整若しくは要請に関する情報又は児童福祉法による認可外保育施設の保育料に関する情報であって規則で定めるもの
3 4 区長	被保護者自立促進費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け及び給付金に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支	3 4 区長	被保護者自立促進費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け及び給付金に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支

	<p>給に関する情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する</p>		<p>給に関する情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院に関する情報、東京都重度心身</p>
--	---	--	---

る法律による入院に関する情報、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報、児童福

障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報、児童福

		る条例による医療費の助成に関する情報、児童福祉法による保育所等の利用の調整若しくは要請に関する情報又は児童福祉法による認可外保育施設の保育料に関する情報であって規則で定めるもの			祉法による保育所等の利用の調整若しくは要請に関する情報又は児童福祉法による認可外保育施設の保育料に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
4 3 区長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって定めるものの	児童扶養手当法第3条第2項の公的年金給付の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	4 3 区長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって定めるものの	児童扶養手当法第3条第2項の公的年金給付の支給に関する情報、児童手当関係情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 4 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であ	障害者関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、年金給	4 4 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であ	障害者関係情報、児童手当関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、年金給付関係情報又は江東区児童育成手当条例による

	って規則 で定める もの	付関係情報又は江東 区児童育成手当条例 による児童育成手当 の支給に関する情報 であって規則で定め るもの		って規則 で定める もの	児童育成手当の支給 に関する情報であっ て規則で定めるもの
4 5 区長	児童手当 法による 児童手当 又は特例 給付の支 給に關する 事務であ って規則 で定める もの	児童扶養手当関係情 報、特別児童扶養手当 関係情報、年金給付関 係情報又は江東区児 童育成手当条例によ る児童育成手当の支 給に関する情報であ って規則 で定める もの	4 5 区長	児童手当 法による 児童手当 に関する事 務であつ て規則で 定めるも の	児童扶養手当関係情 報、特別児童扶養手当 関係情報、年金給付関 係情報又は江東区児 童育成手当条例によ る児童育成手当の支 給に関する情報であ って規則で定めるも の
4 6 区長	江東区児 童育成手 当条例に よる児童 育成手当 の支給に 關する事 務であつ て規則で 定めるも の	障害者関係情報、地方 税関係情報、児童扶養 手当関係情報、児童手 当法による児童手当 若しくは特例給付の 支給に関する情報、障 害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 による療養介護若し くは施設入所支援に 關する情報、特別児童 扶養手当関係情報、江 東区心身障害者福祉 手当条例による心身 障害者福祉手当の支 給に関する情報又は 江東区ひとり親家庭 等の医療費の助成に 關する条例による医 療費の助成に関する	4 6 区長	江東区児 童育成手 当条例に よる児童 育成手当 の支給に 關する事 務であつ て規則で 定めるも の	障害者関係情報、地方 税関係情報、児童扶養 手当関係情報、児童手 当関係情報、障害者の 日常生活及び社会生 活を総合的に支援す るための法律による 療養介護若しくは施 設入所支援に関する 情報、特別児童扶養手 当関係情報、江東区心 身障害者福祉手当条 例による心身障害者 福祉手当の支給に關 する情報又は江東区 ひとり親家庭等の医 療費の助成に關する 条例による医療費の 助成に關する情報で あって規則で定める もの

		情報であって規則で定めるもの			
47 区長	江東区子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報	江東区子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	江東区子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童手当関係情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
48 区長	江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	医療保険給付等関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、年金給付関係情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報又は江東区子どもの医療費の助成に関する情報	江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	医療保険給付等関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、年金給付関係情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報又は江東区子どもの医療費の助成に関する情報であって規則

		る情報であって規則で定めるもの	
(略)			
別表第3 (第5条関係)			
照会執行機関	事務	提供執行機関	特定個人情報
(略)			
3 教育委員会	児童手当法による児童手当又は <u>特例給付</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	区長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
(略)			

		で定めるもの	
(略)			
別表第3 (第5条関係)			
照会執行機関	事務	提供執行機関	特定個人情報
(略)			
3 教育委員会	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	区長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
附 則			
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。			